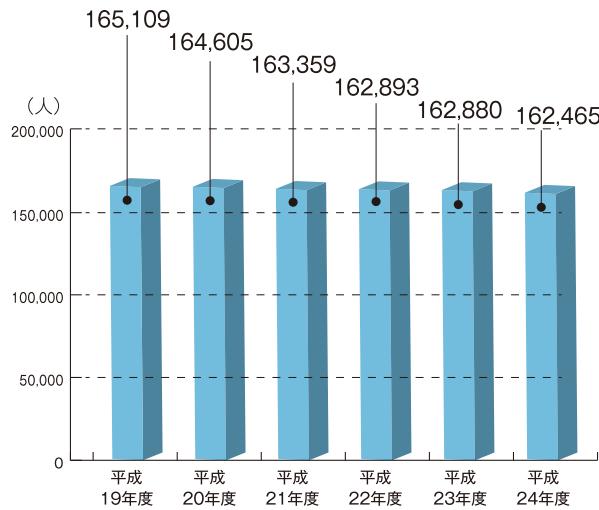
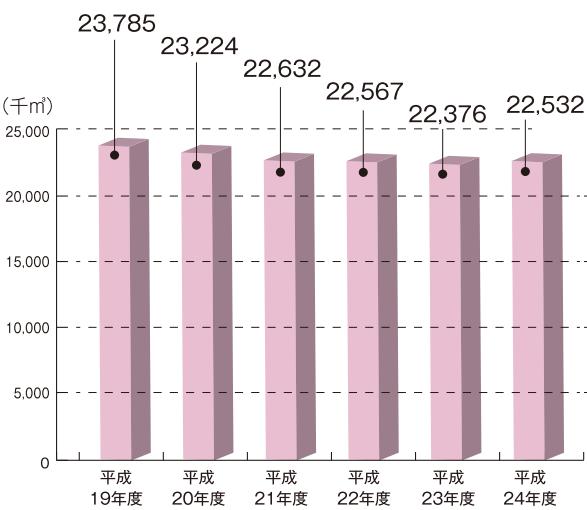




## 給水人口



## 年間給水量



## 水道水質基準

(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)

番号	項目名	基 準 値
1	一般細菌	100FU/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下
9	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01mg/l以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下
12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
15	1,1-ジクロロブレゾン-1,2-ジクロエチレン	0.04mg/l以下
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
19	ベンゼン	0.01mg/l以下
20	塩素酸	0.6mg/l以下
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下
22	クロロホルム	0.06mg/l以下
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下
25	臭素酸	0.01mg/l以下

番号	項目名	基 準 値
26	総トリハロメタン(注1)	0.1mg/l以下
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下
32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下
36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下
37	塩化物イオン	200mg/l以下
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下
39	蒸発残留物	500mg/l以下
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下
41	ジエオスミン	0.00001mg/l以下
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下
46	pH値	5.8以上8.6以下
47	味	異常でないこと
48	臭気	異常でないこと
49	色度	5度以下
50	濁度	2度以下

注1:総トリハロメタンとはクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムの各濃度の和